

※スケジュールについては現時点のものであり、検討状況等により変更する場合もあります。

2. 第二次素案において見直した内容について

国の法改正の動向や区民意見公募手続きによる意見を踏まえ、このたび第一次素案の見直しに係る区としての考え方を以下のとおり整理しました。なお、検討の結果、表中のアミカケ部分(No2 及び No3)は第一次素案と同様の取扱いとすることとしました。

1. 建築物の高さのルール(第一次素案)からの検討地域

			現地	地域地区(の指定	絶対高	高さ(m)		
Vo	対象地域	面積 (ha)	用途 地域	容積率 (%)	斜線型 高度	第一次 素案	第二次 素案	方 針	有識者委員会意見(要旨)
	特別工業地区(容積率 200%)に指定され ている地域 (準工業地域の一部を指定)	375. 4	準工	200	2	2 5		定値は20mとします。ただし産業振興の観点から共同住宅等以外の用途を有する建築物の高さは25mに制限を緩和します。	特別工業地区は、住工の混在を前提として工業の利便と住居の環境保護との調和を図る地区として指定している。土地利用の状況において、25mを超える高さの建築物は共同住宅であり、住居系用途の建築物の割合が準工業地域と比較して多いことなどから、工業系用途の建築物を前提として指定値25mとする妥当性は乏しく、その他の住居系用途地域と同様に20mでも支障はない。ただし、産業振興の観点から大田区の関連計画に示されている基本的な考え方も大切にすべきであり、工業系の用途の建築物の高さについては別の取り扱いとすることが合理的ではないかと考える。
	山王3丁目池上通り沿いに指定されている商業地域 ※3P 図 No2 参照	7.4	商業	400	なし	3 8	変更	を踏まえた市街地の形成に向けて、当該地域におけるまちづくりの 基本的な考え方、土地利用の現状及び住環境への影響を総合的に勘 案して指定値は38mとします。	本地域に建つ建築物は、第一種低層住居専用地域(以下「一低層」という。)に日影を落とす場合、一低層の厳しい日影基準を満たさなければならない。なお、複合日影による影響が懸念されることから、一定の仮定のもとに検証したところ、その影響は指定値を30mとしてもほとんど改善されない結果となった。このことから、指定値は38mでやむを得ないが、本地域は個別案件ごとに調整の可能性を追求する必要のある地域であると考えるので、既存制度の充実などの配慮を願いたい。

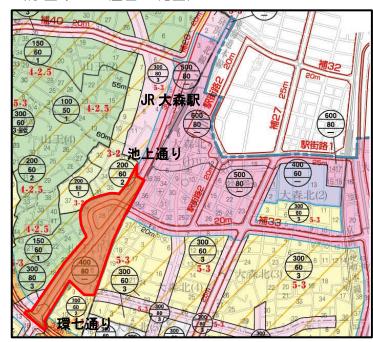
2.区民意見公募手続きにおいて検討を要するとした事項

		指定		地域地区(絶対高			
No	対象地域及び建築物	面積 (ha)	用途 地域	容積率 (%)	斜線型 高度	第一次 素案	第二次 素案	方 針	備 考
3	蒲田 1、3 丁目に指定されている近隣商業 地域	4.0	近商	400	なし	3 8	変更なし	当該地域におけるまちづくりの基本的な考え方、土地利用の現状 を総合的に勘案して指定値は38mとします。	3P 図 No3 参照
4	「大田区都市計画マスタープラン」における中心商業業務市街地(※)の位置付けのある商業系用途地域において総合設計制度に準ずる建築物 ※3P図 No4 参照						措置 追加	「大田区都市計画マスタープラン」における中心商業業務市街地であり、かつ商業系用途地域においては、「優良な建築計画」に定める敷地規模(※)の基準を満たさない場合でも、総合設計制度に準ずる建築計画について区長が許可したときは、指定値を超えて建築することができるものとします。	住居系用途地域:3,000㎡以上 商業系用途地域:2,000㎡以上
	旧耐震基準で建築された分譲マンションの建替え特例(マンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部改正により創設)により建設される建築物						措置 追加	耐震性不足の認定を受けたマンションの建替えにより新たに建設されるマンションで、一定の敷地面積を有し市街地環境の整備改善に資するものとして特定行政庁が容積率(※1)及び絶対高さ(※2)の緩和を許可したときは、特例措置により指定値を超えて建築することができるものとします。	: 延べ面積10,000㎡を超える場合は東京都知事 : 延べ面積10,000㎡以下の場合は大田区長

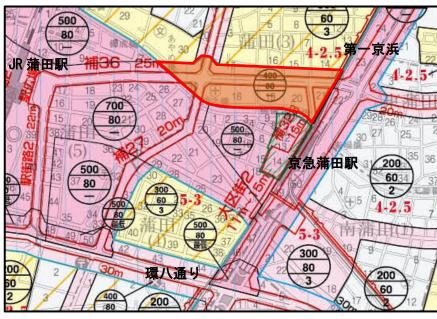
3.地域間バランスを考慮して指定値を見直した地域

		指定	現地	地域地区の	の指定	絶対高	5さ(m)		
No	対象地域	面積 (ha)	用途 地域	容積率 (%)	斜線型 高度	第一次 素案	第二次 素案	方 針	備 考
6	羽田4丁目(高速1号線から海老取川まで)の環状8号線の南側から幅20から 30mに指定されている近隣商業地域		近商	300	3 最低	3 0	3 8	幹線道路沿道としてのまちなみの統一性を図るため、指定値は 38mとします。	3P 図 No6 参照
7	北千東1、2丁目環状7号線内側(目黒区界、東急目黒線洗足駅近傍) に指定されている近隣商業地域		近商	300	2	2 7	2 5	隣接する第一種低層住居専用地域の住環境に配慮して、指定値は 25mとします。	3P 図 No7 参照

No2. 山王3丁目池上通りに指定されている商業地域 (赤囲みした橙色の範囲)



No3. 蒲田1, 3丁目に指定されている近隣商業地域 (赤囲みした橙色の範囲)



No4.「区長の許可」による特例措置が追加された地域

対象地域:中心商業業務市街地内の近隣商業地域及び商業地域 (赤破線内の赤着色部分)

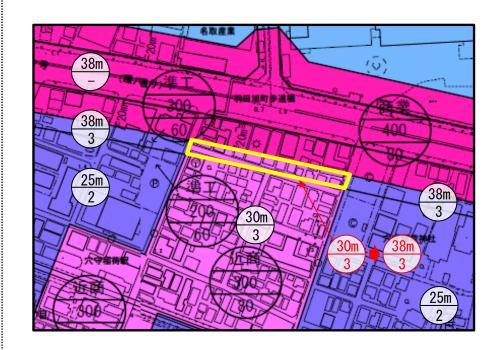
大森地区(大田区都市計画マスタープラン P71 より抜粋)



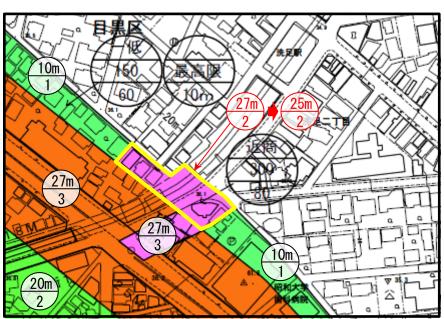
蒲田地区(大田区都市計画マスタープラン P81 より抜粋)



No6. 羽田4丁目の環状8号線の南側から20mから30mに 指定されている近隣商業地域 (黄色太枠箇所)



No7. 北千束1、2丁目の環状7号線内側に指定されている 近隣商業地域 (黄色太枠箇所)



3. 絶対高さ制限における特例措置について

次の①から④に掲げる事由に該当する場合、絶対高さ制限を定める高度地区の指定値は適用せず、それぞれ当該事由に定めるところによるものとします。

特例措置

① 既存不適格建築物

・絶対高さ制限を定める高度地区の導入により既存不適格建築物となった分譲共同住宅等の建替えについて、その建替えに係る一定の基準を満たすものは、1回に限り、現在の高さを上限として建替えを認めるものとする。

② 地区計画等の区域内の特例

• 地区計画、特定街区等、特定地区を対象とした詳細型の都市計画に建築物の高さに関する最高限度が定められており、又は新たに定められた場合には、その高さの最高限度を絶対高さの制限の値として読み替える。

③ 優良な建築計画に対する特例

敷地内に緑地の整備や建築物の壁面後退など一定の条件を満たすことにより、周辺の市街地環境の 向上に貢献する建築計画

④ 区長の許可による特例(※1)

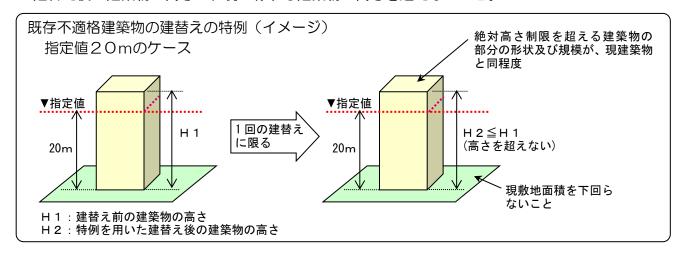
- (1) 公益上やむを得ないと認め、かつ良好な市街地環境の形成に資すると認められる建築物、又は周囲の状況等により環境上支障がないと認められる建築物
- (2)「大田区都市計画マスタープラン」に定める「中心商業業務市街地」の位置付けのある商業系用 途地域において、総合設計制度に準ずる建築物で、市街地の環境の整備改善に資すると認められる もの(※2)
- (3) マンション建替え等の円滑化に関する法律(平成 14 年法律第 78 号)第 105 条第 1 項に基づく許可を受ける建築物で、市街地の環境の整備改善に資すると認められるもの(※3)
- ※1:「④区長の許可による特例」は裁量を伴うことから、あらかじめ「**建築審査会の同意」**を 得るものとします。
- ※2.3: ④の(2) 及び(3) については新たに追加しました。

① 既存不適格建築物

既存不適格建築物(絶対高さ制限の高度地区の都市計画の施行日に、現に存在する建築物または、工事中の建築物で不適格建築物となるもの)については、一定の要件を満たす場合には、1回の建替えに限り絶対高さ制限は適用しません。

【要件】

- ・建て替え後の建築物の敷地面積が、現に存する建築物の敷地面積を下回らないこと。ただし、 公共事業の施行等により変更が生じた場合は、この限りでない。
- ・建替え後の建築物の絶対高さ制限を超える建築物の部分の形状及び規模が、現に存する建築物 の絶対高さ制限を超える建築物の部分の形状及び規模と同程度であること。
- ・建替え後の建築物の高さが、現に存する建築物の高さを超えないこと。

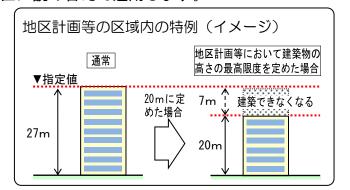


② 地区計画等の区域内の特例

地区計画等において建築物の高さの最高限度を定めた区域(または、今後新たに定める 区域)では、地区に適した建築物の高さの最高限度が定められているため、当該建築物の 高さの最高限度を絶対高さを定める高度地区に読み替えて適用します。

【要件】

・告示の日に既に定められた地区計画等により 建築物の高さの最高限度を定めている区域内 においても、同様とする。



③ 優良な建築計画に対する特例

- 一定規模以上を有する敷地において、緑地の整備や建築物の壁面後退など、周辺の市街 地環境の向上に貢献する内容を含む建築計画については、特例的な運用により絶対高さを 緩和することが必要と考えます。
- ⇒空地の確保や壁面の後退などに配慮した建築物であり、敷地が一定規模以上(表-1)ある建築物については、表-2 に掲げる基準の範囲内で、当該建築物の係る絶対高さ制限を算定することができる。

【要件】

表-1 緩和する敷地規模の値

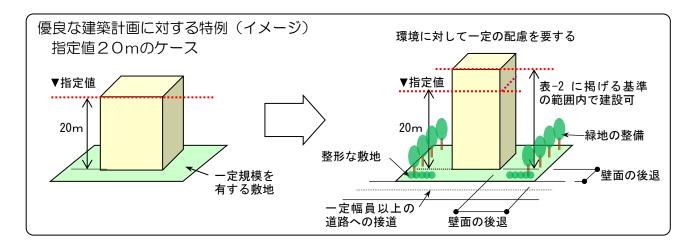
	2 334 - C730 24 - 4 E	
用途地	敷地規模の値	
住居系用途地域	3, 000 ㎡以上	
商業系用途地域		2, 000 ㎡以上
工类区田冷地社	準工業地域	3, 000 ㎡以上
工業系用途地域	工業地域	5, 000 ㎡以上

周辺の市街地環境に対して以下の要件が満たされており、かつ、総合的に見て支障がないこと。

	現場に対して以下の安件が満たされてあり、かつ、総合的に	兄(又牌かないこ)
項目	要件	備考(参考条例、要綱等)
上位関連計画と	上位関連計画と整合する建築計画であること。	都市計画マスタープラン
の整合		大田区景観計画
整形な敷地	原則として、四角形又はそれと近似する形状とするなど、整形なもので	大田区総合設計
	あること。	許可要綱
一定幅員以上の	幅員 8m以上(商業系・工業地域)、6m以上(その他)	大田区総合設計
道路への接道	敷地周長のおおむね6分の1が接道していること	許可要綱
緑地の整備	大田区みどりの条例に基づく地上部の緑化係数を 0.4 とする。	大田区みどりの条例
	例:緑化基準面積=敷地面積×(100-建ペい率)×1/100×緑化係数	
	敷地面積=3,000 m゚・建ぺい率=80%の場合:	
	緑化基準面積=240 m ³ 以上	
壁面の後退	隣地境界線からの離隔	大田区総合設計
	⇒建築物の高さの平方根の2分の1に2mを加えた距離以上	許可要綱
	例:高さ25mの場合、隣地境界線からの距離=4.5m	
	(=√25÷2+2)	
	道路境界線からの離隔	
	⇒建築物の高さの平方根の2分の1に3mを加えた距離以上	
	例: 高さ 25m の場合、道路境界線からの距離=5.5m	
	(=√25÷2+3)	

表-2 建築物の絶対高さ制限の範囲

敷地規模の値	絶対高さ制限の範囲				
2,000 ㎡以上~3,000 ㎡未満	絶対高さ制限の「1.2倍」に相当する高さ				
3,000 ㎡以上~5,000 ㎡未満	絶対高さ制限の「1.5倍」に相当する高さ				
5, 000 ㎡以上~10, 000 ㎡未満	絶対高さ制限の「1.7倍」に相当する高さ				
10,000 ㎡以上	絶対高さ制限の「2.0倍」に相当する高さ				



④ 区長の許可による特例

次に該当する建築物(絶対高さ制限を超えない建築物は除く。)で区長が特に許可したものについては、当該建築物に係る絶対高さ制限においてその高さを算定するときに限り、この規定を適用しないことができることとします。

【要件】

- (1)公益上やむを得ないと認め、かつ良好な市街地環境の形成に資すると認められる建築物、又は周囲の状況等により環境上支障がないと認められる建築物
- (2)「大田区都市計画マスタープラン」に定める「中心商業業務市街地」の位置付けのある商業系用途地域において、総合設計制度に準ずる建築物で、市街地の環境の整備改善に資すると認められるもの
- (3)マンション建替え等の円滑化に関する法律(平成 14 年法律第 78 号)第 105 条第 1 項に基づく許可を受ける建築物で、市街地の環境の整備改善に資すると認められるもの

区長の許可による特例④-(3)について



【参考2】都市計画運用指針改正(平成26年8月1日)IV-2-1II) D. 6. 高度地区(3)配慮すべき事項2)地震に対する安全性が確保されていないマンションを建替える場合において特に必要があるときは、地域の実情に応じ、市街地環境の確保に配慮しつつ、建築物の高さの最高限度について弾力的な運用を図ることも考えられる。

5